

福井市建設工事等に関する事務取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市が発注する建設工事（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事をいう。以下同じ。）又は建設工事に係る製造の請負及び建設コンサルタント業務等（福井市財務会計規則（昭和39年福井市規則第11号。以下「財務会計規則」という。）第96条第1項に規定する建設コンサルタント業務等をいう。以下同じ。）の委託（以下「建設工事等」という。）並びに建設工事用資材の購入（以下「資材の購入」という。）に関する事務取扱について、必要な事項を定めるものとする。

(建設工事等及び資材の購入の施行の委託の原則)

第2条 建設工事等及び資材の購入の施行は、部長（工事主管部長を除く。）が、当該建設工事等及び資材の購入の計画概要書にこれに付随する予算の内容書その他参考資料を付して、当該建設工事等及び資材の購入の工事主管部長に当該建設工事等及び資材の購入の施行の委託をして行うものとする。

(建設工事等及び資材の購入を行う場合の手続)

第3条 工事主管課長は、建設工事等及び資材の購入に係る契約事務を依頼するときは、設計図書を作成し、執行伺書による決裁後、当該決裁後の執行伺書を契約課長に送付するものとする。

2 工事主管課長は、災害等からの工事上の事故の防止、公共の安全確保その他の理由により、緊急に建設工事等を施工する必要が生じた場合は、工事主管部長の指揮を受けて、この要綱に定める手続によらないで処理することができる。ただし、事後直ちに、所定の手続をとら

なければならない。

- 3 この要綱の規定にかかわらず、前項に規定する緊急の建設工事等を施工する場合の手続については、別に定めるところによるものとする。

(一般競争入札)

第4条 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の5第1項に規定する一般競争入札に参加する者に必要な資格又は令第167条の5の2に規定する当該資格に加えて当該入札に参加する者の事業所の所在地等に関する必要な資格を定める場合は、工事主管部長は、契約課長と協議して一般競争入札参加資格要件案を作成し、これを福井市建設工事等指名業者選定審査会（以下「審査会」という。）に提出するものとする。

- 2 審査会は、前項の規定による提出があったときは、当該提出に係る一般競争入札参加資格要件案が妥当なものかどうかの審査を行い、一般競争入札参加資格要件の決定を行うものとする。

- 3 契約課長は、令第167条の5第1項の資格に係る要件が、前項の規定により決定された場合は、同条第2項及び財務会計規則第88条の規定による公示（以下「公示」という。）を行うものとする。

- 4 契約課長は、第2項の規定により決定された資格の要件により一般競争入札を行う場合は、令第167条の6第1項及び財務会計規則第90条の規定による公告（以下「公告」という。）を行うものとする。

- 5 審査会は、公示及び公告に基づき資格の審査の申請があったときは、当該申請をした者（次項において「申請者」という。）に係る資格の有無について審査を行い、入札参加資格者の決定を行うものとする。ただし、審査会が認めたものについては、契約課長が当該審査及び決定を行うことができるものとする。

6 契約課長は、前項の決定がされたときは、当該申請者に対し、同項の審査の結果を通知しなければならない。

(指名競争入札)

第5条 令第167条の12第1項の規定による指名を行う場合は、工事主管部長は、福井市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に登録された者の中から工事等指名業者選定案及び指名理由書を作成し、これを契約課長に送付するものとする。

2 契約課長は、前項の規定による送付を受けたときは、当該送付に係る指名業者案を審査会に提出するものとする。

3 審査会は、前項の規定による提出があったときは、当該提出に係る指名業者案が妥当なものかどうかの審査を行い、指名業者の決定を行うものとする。

4 令第167条の12第2項の規定による通知は、前項の規定による指名業者の決定後に契約課長が指名競争入札通知書により行うものとする。

(設計金額の公表)

第6条 契約課長は、建設工事等を競争入札に付す場合は、一般競争入札にあつては入札の公告により、指名競争入札にあつては指名競争入札通知書に設計金額（消費税及び地方消費税相当分を除く。以下同じ。）を記載することにより、あらかじめ当該設計金額を公表するものとする。

(再度の入札)

第7条 令第167条の8第4項（令第167条の13において準用する場合を含む。）及び財務会計規則第101条（財務会計規則第106条において準用する場合を含む。）の規定により再度の入札を行う

場合は、1回を限度とするものとする。ただし、インターネットを利用した入札（財務会計規則第99条の2の規定により行う入札をいう。以下同じ。）の場合は、原則として再度の入札を行わないものとする。

（最低制限価格より低い価格で申込みをした者の再度の入札における取扱い）

第8条 令第167条の10第2項（令第167条の13において準用する場合を含む。）及び財務会計規則第96条第3項（財務会計規則第106条において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定により設定した最低制限価格より低い価格をもって申込みをした者については、失格とし、前条の再度の入札には参加させないものとする。

（予定価格の設定）

第9条 市長は、建設工事等に係る競争入札について、財務会計規則第96条（財務会計規則第106条において準用する場合を含む。）に規定する予定価格の設定（以下この条において「予定価格の設定」という。）に係る事務を次の各号に掲げる設計金額の区分に応じ、当該各号に掲げる者に委任する。

- (1) 15,000万円以上 財政部長
- (2) 10,000万円以上15,000万円未満 財政部次長
- (3) 10,000万円未満 契約課長

2 前項各号に掲げる職にある者に事故がある場合は、予定価格の設定に係る事務をそれぞれ当該職の下位の職にある者が行うものとする。

（最低制限価格及び調査基準価格の設定）

第10条 市長は、建設工事等に係る競争入札について、財務会計規則第96条第3項に規定する最低制限価格及び総合評価方式を適用する建設工事等に係る競争入札の調査基準価格の設定（以下この条におい

て「最低制限価格等の設定」という。)に係る事務を次の各号に掲げる設計金額の区分に応じ、当該各号に掲げる者に委任する。

(1) 15,000万円以上 財政部長

(2) 10,000万円以上15,000万円未満 財政部次長

(3) 10,000万円未満 契約課長

2 前項各号に掲げる職にある者に事故がある場合は、最低制限価格等の設定に係る事務をそれぞれ当該職の下位の職にある者が行うものとする。

3 最低制限価格等の設定は、電子計算機により無作為に行うものとし、別記算式1により算定し、予定価格に併記するものとする。

(失格基準価格の設定)

第10条の2 総合評価方式(令第167条の10の2及び財務会計規則第97条の規定により落札者を決定する方式をいう。以下同じ。)を適用する建設工事等に係る競争入札において、失格基準価格を設定する場合は、別記算式2により算定し、予定価格に併記するものとする。

2 前条第1項及び第2項の規定は、失格基準価格の設定について準用する。

(建設工事等に係る競争入札の開札を行う者)

第11条 建設工事等に係る競争入札の開札は、次の各号に掲げる建設工事等に係る設計金額の区分に応じ、当該各号に定める者が行うものとする。

(1) 15,000万円以上 財政部長

(2) 10,000万円以上 15,000万円未満 財政部次長

(3) 10,000万円未満 契約課長

2 前項各号に掲げる職にある者に事故がある場合は、同項の開札は、それぞれ当該職の下位の職にある者が行うものとする。

(落札者に対する通知)

第12条 建設工事等に係る競争入札における財務会計規則第102条(財務会計規則第106条において準用する場合を含む。)の規定による通知事務を前条の規定により開札を行う者(以下「入札執行官」という。)に委任する。

2 入札執行官は、前項の規定による通知を、当該開札場所において、口頭により行わなければならない。ただし、インターネット及び郵便を利用した入札を行う場合は、当該入札の結果をインターネットを利用して速やかに公表することにより、当該入札の参加者への落札者の決定の通知とすることができるものとする。

(競争入札の結果等の報告)

第13条 契約課長は、落札者の決定後又は当該入札の中止後、直ちに入札結果報告書を作成し、これに関係書類を添えて工事主管課長に送付するものとする。

(予定価格等の公表)

第14条 契約課長は、建設工事等に係る競争入札が執行されたときは、その執行の日の翌日(その日が市の休日に当たるときは、その直後の市の休日でない日)から起算して1年が経過する日までの間、当該競争入札に係る予定価格及び最低制限価格(総合評価方式を適用する建設工事に係る競争入札にあつては、予定価格、調査基準価格及び失格基準価格)を公表するものとする。

(競争入札による契約の締結)

第15条 工事主管課長は、落札者の決定後、契約用設計図書2部を契

約課長に送付するものとする。ただし、電磁的記録による契約（財務会計規則第109条の2の規定における契約をいう。以下同じ。）の場合は、契約用設計図書2部に替えて設計図書のデータを契約課長に送付するものとする。

- 2 契約課長は、落札者決定日の翌日から起算して5日以内（市の休日を除く。）に契約（仮契約（財務会計規則第117条の規定における契約をいう。以下同じ。）及び電磁的記録による契約を含む。以下同じ。）を締結し、当該契約書を工事主管課長に送付するものとする。ただし、当該契約の締結を保留することにやむを得ない理由があると市長が認めるときは、この期限を延長することができる。

（変更契約に係る事務）

第16条 前条の規定により契約が締結された後において、当該契約の変更の必要が生じたときは、その変更契約（電磁的記録による契約を含む。以下同じ）に係る事務は工事主管課において処理するものとする。

（積算内訳の公表）

第17条 契約課長は、建設工事について第15条第2項の規定により契約を締結したときは、福井市建設工事の情報の公表に関する事務取扱規則（平成13年規則第29号の2）第7条の2の規定により、積算内訳を公表するものとする。

（随意契約）

第18条 建設工事等に係る設計金額が1,000万円を超える場合において、当該建設工事等を随意契約により施行するとき（第20条に規定する場合を除く。）は、工事主管部長は、資格者名簿に登録された者の中から当該随意契約の相手方を決定し、随意契約の理由書に決

裁前の執行伺書を添えて契約課長に送付するものとする。

- 2 契約課長は、前項の規定による送付を受けたときは、当該送付に係る随意契約の理由書及び執行伺書を審査会に提出するものとする。
- 3 審査会は、前項の規定による提出があったときは、当該建設工事等について随意契約によることが適当かどうかの審査を行うものとする。
- 4 工事主管課長は、随意契約によることが適当である旨の前項の審査結果を受けて、第3条の規定による送付を行うものとする。
- 5 第1項に規定する場合における随意契約に係る財務会計規則第107条第1項において準用する財務会計規則第96条の規定による予定価格の設定（以下この条及び第19条第4項において「予定価格の設定」という。）に係る事務を工事主管部長に委任する。ただし、工事主管部長が設計に関与しない場合又はその他審査会が適当と認めた場合はこの限りでない。
- 6 予定価格の設定は、第4項に規定する審査結果を受けて行うものとする。
- 7 契約課長は、予定価格の設定がされたときは、第1項の規定により随意契約の相手方として決定された者から見積書を徴した上で、契約金額を決定するものとする。
- 8 第15条第2項の規定は、第1項に規定する場合における随意契約の締結について準用する。この場合において、同条中「落札者決定日」とあるのは「契約金額を決定した日」と、「当該契約書を」とあるのは「当該契約書に見積結果報告書及び関係書類を添えて」と読み替えるものとする。

第19条 建設工事等に係る予定価格が、建設工事又は建設工事に係る製造の請負にあつては財務会計規則第106条の2の表（1）の項に

規定する金額を、建設コンサルタント業務等の委託にあつては同表

(6)の項に規定する金額を超え、かつ、当該建設工事等に係る設計金額が1,000万円以下である場合において、当該建設工事等を随意契約により施行するとき(次条及び第20条の2に規定する場合を除く。)は、工事主管課長は、資格者名簿に登録された者の中から当該随意契約の相手方を決定するものとする。

2 工事主管課長は、前項の規定により随意契約の相手方を決定したときは、第15条第1項の規定による送付を行うものとする。

3 前条第5項の規定は、第1項に規定する場合における随意契約について準用する。

4 予定価格の設定は、第2項の送付を受けて行うものとする。

5 前条第7項及び第8項の規定は、第1項に規定する場合における随意契約について準用する。

第20条 契約課長は、第7条の規定による再度の入札に付し、かつ、落札者が不在の場合において、工事主管課長と協議の結果、真にやむを得ないと認められるときに、建設工事等の契約を令第167条の2第1項第8号の規定により随意契約によることができる。

2 第18条第8項の規定は、前項に規定する場合における随意契約の締結について準用する。

第20条の2 工事主管課長は、建設工事等を競争入札に付し、かつ、決定された落札者が契約を締結しない場合において、当該建設工事等を令第167条の2第1項第9号の規定による随意契約により施行するとき、随意契約の理由書及び当該競争入札に係る関係書類を契約課長に送付するものとする。

2 契約課長は、前項の規定による送付を受けたときは、当該送付に係

る随意契約の理由書及び関係書類を審査会に提出するものとする。

3 審査会は、前項の規定による提出があったときは、当該建設工事等について随意契約によることが適当かどうかの審査を行うものとする。

4 工事主管課長は、随意契約によることが適当である旨の前項の審査結果を受けて、第15条第1項の規定による送付を行うものとする。

5 契約課長は、前項の規定による送付を受けたときは、第1項において執行した競争入札に参加した者で、かつ、落札者とならなかった者（第8条の規定により失格とした者及び財務会計規則第100条の規定により入札が無効となった者を除く。）の中から当該随意契約の相手方を決定するものとする。

6 契約課長は、前項の規定により随意契約の相手方として決定された者から見積書を徴した上で、契約金額を決定するものとする。ただし、当該随意契約の締結においては、令167条の2第3項の規定により、契約金額は第1項において執行した競争入札における落札金額の制限内とし、かつ、履行期限を除くほか、当該競争入札に付するときに定めた条件を変更することができないものとする。

7 第15条第2項の規定は、第6項に規定する場合における随意契約の締結について準用する。この場合において、同条中「落札者決定日」とあるのは「契約金額を決定した日」と、「当該契約書を」とあるのは「当該契約書に見積結果報告書及び関係書類を添えて」と読み替えるものとする。

第21条 第16条の規定は、前4条の規定により随意契約が締結された後において、当該随意契約の変更の必要が生じた場合について準用する。

2 第17条の規定は、前4条の規定による随意契約において準用する。

(プロポーザル方式等)

第 2 2 条 建設工事等について、プロポーザル方式（市が発注する建設工事等のうち、高度又は専門的な技術が要求されるもの等の契約に当たり、意欲及び技術的能力等を勘案し、最適な受注候補者を選定する手続をいう。）その他これに類似する方法（以下「プロポーザル方式等」という。）によって業者を選定しようとする工事主管課長は、事前に、審査会において、当該プロポーザル方式等に係る説明を行わなければならない。

2 前項に規定する方法によって選定された者と随意契約を締結しようとする工事主管課長は、その審査の経緯及び選考結果を審査会に報告しなければならない。

3 審査会は、前 2 項に規定する説明及び報告を受けることをもって、第 1 8 条第 3 項の審査に代えることができる。

(発注予定の公表)

第 2 2 条の 2 契約課長は、福井市建設工事の情報の公表に関する事務取扱規則（平成 1 3 年規則第 2 9 号の 2）第 3 条第 1 項から第 3 項までの規定により、当該年度に発注することが見込まれる建設工事の発注予定を公表するものとする。

2 前項の規定は、建設コンサルタント業務等の発注予定の公表において準用する。この場合において、対象となる予定価格については、福井市財務会計規則第 1 0 6 条の 2 の表（6）において定める額を超える額とする。

(事前協議)

第 2 3 条 工事主管課長は、この要綱に定めのない方法によって入札又は契約及びこれらを目的とする公告その他の手続を行おうとするとき

は、契約課長と事前に協議を行うものとする。

附 則

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。ただし、別記算式 1 の 3 (1)(2) については、令和 7 年 5 月 1 日から施行する。

施行日以前に公告された一般競争入札及び通知された指名競争入札に係る事務においては、なお従前の例による。

別記算式 1（第 10 条関係）

最低制限価格又は調査基準価格＝設計金額（税抜き）× A × 税率

備考

- 1 上式において「設計金額（税抜き）」は、当該建設工事等の設計金額から積算に用いた消費税及び地方消費税に相当する額を除いた額とする。
- 2 上式において「税率」は、100 / 100 に当該建設工事等の積算に用いた消費税及び地方消費税の税率を加えた数とする。
- 3 上式において「A」は、次に掲げる範囲内の数値とする。
 - (1) 建築一式工事の請負にあつては 93 / 100 から 95 / 100 まで
 - (2) 建築一式工事以外の建設工事及び製造の請負にあつては 91 / 100 から 93 / 100 まで
 - (3) 地質調査業務の委託にあつては 79 / 100 から 83 / 100

まで

(4) 測量及び建築関係建設コンサルタント業務の委託にあつては76 / 100 から80 / 100 まで

(5) 土木関係建設コンサルタント業務及び補償関係コンサルタント業務の委託にあつては78 / 100 から82 / 100 まで

4 上式において税率を乗ずる前の数値に1,000円未満の端数が生じた場合は、当該端数を切り捨てるものとする。

別記算式2（第10条の2関係）

失格基準価格 = 調査基準価格（税抜き） × 90 / 100 × 税率

備考

1 上式において「調査基準価格（税抜き）」は、別記算式1により算定した調査基準価格から算定に用いた消費税及び地方消費税に相当する額を除いた額とする。

2 上式において「税率」は、100 / 100 に調査基準価格の算定に用いた消費税及び地方消費税の税率を加えた数とする。

3 上式において税率を乗ずる前の数値に1,000円未満の端数が生じた場合は、当該端数を切り捨てるものとする。